

告 示

埼玉県告示第七百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーオザム草加両新店

埼玉県草加市両新田西町四百四十一番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 開設される店舗につきましては、草加商工会議所、草加市商店連合事業協同組合等への加入及び、実施する市内商業の活性化に関する事業への協力をご検討ください。また、地元町会等の地域活動への協力要請があった際には併せてご協力ください。

(2) 店舗の営業にあたっては、埼玉県生活環境保全条例、草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例に基づく、騒音等に係る規制基準を遵守してください。

二 縦覧期間

平成二十七年七月七日から平成二十七年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター